

「ことば」シリーズ9

言葉に関する問答集4-6

「ことば」シリーズ 9

言葉に関する問答集

4

文 化 庁

「ことば」シリーズ13
言葉に関する問答集 6

昭和55年 4 月10日 初版発行 定 価 270円
昭和58年 9 月30日 3 刷発行

編 集 文 化 庁

発 行 大 蔵 省 印 刷 局
〒1 0 5

東京都港区虎ノ門二丁目2番4号
TEL (03) (582) 4411

落丁、乱丁本はおとりかえます。

目次

前書き

第一部 言葉に関する一般的な問答 1

一 漢字の使い分け、音訓等に関連する問題 2

問 1	「望む」と「臨む」の使い分け
問 2	「規定」と「規程」の使い分け
問 3	「振動」と「震動」の使い分け
問 4	「同志」と「同士」の使い分け
問 5	「三代」と「三台」の使い分け
問 6	「辞典」と「字典」と「事典」の使い分け
問 7	「侵入」と「浸入」と「進入」の使い分け
問 8	「対照」と「対象」と「対称」の使い分け
問 9	「体制」と「態勢」と「体勢」の使い分け
問 10	「追求」と「追究」と「追及」の使い分け
問 11	「末期」(まつぎ)「評定」(ひょうてい)「食堂」(じきどう)の読みと意味
問 12	「面目」(めんもく)の読みと意味
問 13	「博士」(はくし)の読みと意味

問 14 「凡例」の読み

問 15 「明星」(みょうじょう)の「じょう」はどういう音か

二 漢字の書き表し方、書き誤り等に関連する問題.....21

問 16 「記念」か「紀念」か

問 17 「車両」か「車輛」か

問 18 「探検」か「探險」か

問 19 「十周年」か「十週年」か

問 20 「一所懸命」か「一生懸命」か

問 21 「事態のてんかい」は「展開」か「転回」か

問 22 「危機一発」は正しいか

三 仮名遣い、外来語の表記等に関連する問題.....27

問 23 「胡瓜」は「きゅうり」か「きうり」か

問 24 「力ずく」か「力づく」か

問 25 「出づっぱり」か「出づっぱり」か

問 26 地名の「舞鶴」「沼津」などの仮名遣いは「ず」か「づ」か

問 27 「フィルム」か「ファイル」か

問 28 「バイオリン」か「ヴァイオリン」か

四 その他の一般問題.....35

- 問 29 「口を濁す」という表現は正しいか
- 問 30 「汚名をはらす」という表現は正しいか
- 問 31 「被害をこうむる」という表現は正しいか
- 問 32 「よい」と「いい」
- 問 33 「むずかしい」と「むづかしい」
- 問 34 「田中様でいらっしゃいますか」という表現は正しいか
- 問 35 「お求めやすい」という表現は正しいか
- 問 36 「お手紙を差し上げる」という表現は正しいか
- 問 37 「御芳名」という表現は正しいか
- 問 38 目上の人への手紙の中で、相手の家族を何と呼んだらよいか
- 問 39 「より」と「から」
- 問 40 「…すべき」か「…するべき」か
- 問 41 「為替」の読みと語源
- 問 42 「アパート」か「アバート」か
- 問 43 「バレエ」と「バレエ」

第二部 手紙の書き方

- 第一 手紙の組み立て
- 第二 書き出しのあいさつ（前文）
- 第三 用件の書き方（主文）

第四	終わりのあいさつ（末文）	64
第五	後付けとなる部分	71
第六	最後に回した部分	76
第七	用紙と封筒の使い方	79

第一部

言葉に関する一般的な問答

現代の国語を書き表す場合、漢字の使い方に関する国語施策には次の三種類がある。

一 「当用漢字表（昭和二十一年内閣告示）」（当用漢字別表（昭和二十三年内閣告示）を含む）

二 「当用漢字字体表（昭和二十四年内閣告示）」

三 「当用漢字音訓表（昭和四十八年内閣告示）」（昭和二十三年の内閣告示を改定したもの）

このうち、「当用漢字表」は「現代国語を書きあらわすために、日常使用する漢字の範囲」を定めたものであり「当用漢字別表」は「当用漢字表の中で、義務教育の期間に、読み書きともにできるように指導すべき漢字の範囲」

一 漢字の使い分け、音訓等に関連する問題

〔問〕「望む」と「臨む」の使い分け。

〔答〕「望む」と「臨む」とは、本来は「のぞむ」という一つの語であるが、あてべき漢字によって、意味の分化が生じている。しかし、どちらかといえば、使い分けに迷うことの少ない同音異義語である。「望む」の主な意味は、(1) 遠くの方を見る・ながめる、(2) 願う、欲する、などであり、「臨む」は、(1) ある場所・物事に面する、対

を定めたものの、「当用漢字字体表」は「現代国語を書きあらわすために日常使用する漢字の字体の標準」を定めたものであり、「当用漢字音訓表」は「一般の社会生活において現代の国語を書き表すための漢字の音訓使用の目安」を定めたものである。これらに従って漢字を使おうとする場合に問題とされる点が幾つかある。それらのうちから、現在関心の寄せられている問題を取り上げて解説を加えたのが次の二十二の問答である。

なお、「当用漢字表」「当用漢字字体表」については、現在国語審議会でも再検討を加えている。

する、出あり、(2) ある場所・場面に出る、行く、などである。もちろん、これだけで、「望む」「臨む」のもつ意味のすべてを尽くしているわけではなく、それぞれに、なお派生的な意味がある。

「望む」は「……を望む」「……を〇〇に望む」のように用いられる他動詞であり、(1)の意味としては「はるかに富士山を望む」。(2)の意味としては「学生諸君に望む」「待

遇改善を望む。」などのように用いられ、名詞としての「望み」(ただ一つの望み、望みがかなう、など。)や、これを含んで、「お望み次第」とか、「望みどおり」とかの、いわゆる連語としても使われ、また、文語調ではあるが、「望むらくは」「望むべくんば」などの連語もある。

「臨む」は、自動詞であり、(1)の意味としては、「海に臨む」景勝の地、「湖に臨む旅館」「厳格な態度で部下に臨む。」などのように使われる。この場合、面したり、対したりする対象物は、下方にあるもの、目下の者であることが多い。(2)の意味としては、「開会式に臨む。」「別れに臨む」気持ち。「危機に臨んでも落ち着いていた。」などのように、出かけて行く場所、出あう場面は、改まった大切な事が行われる場所、心が緊張するような場面のことが多い。

そして、「臨む」は、動詞として使われるだけで、名詞になったり、連語を形づくったりはしない。

また、「望む」は「はるかに富士山を望む。」という例からも分かるように、対象物からの距離が非常に遠くても成り立つが、「臨む」の場合は、距離が比較的近い場合に使用されるのが普通である。

〔問2〕 「規定」と「規程」の使い分け。

〔答〕 「規定」と「規程」とは、一般用語としては、特にはっきりと区別せずに、ほぼ、同義語ないし類義語とし

て用いられているようである。少なくとも、意味からいっても、使い方からいっても、かなり重なり合ったところがあるようである。

国語辞典にあたってみると、いちおうは、異なった表現で解説・説明をしてあるものの、そのあとの方に、同義語(同意語)として、「規定」の項に「規程」を、「規程」の項に「規定」を掲げているものが多いし、また、「規程」の項に「規定と同じ。」という意味のことを、まず記してあるものもある。例えば、『日本国語大辞典』には、

規定 ①物事のやり方をきまつた形にきめ定めること。また、そのきまり。規制。規程。(用例省略。以下、同じ。) ②法令、規則などの中に個々の条文として定めること。また、その条文。条項。規程。

(③④⑤は省略する。)

規程 ①「きてい(規定)」①②に同じ。 ②官公署などで、内部組織や事務の取扱いを定めたもの。

とあり、『岩波国語辞典 第二版』では、

規定 物事あるきまつた形に定めること。またその定め。きまり。

規程 「規定」に同じ。特に、官公庁の内部での事務・手続きについて決めたもの。

としている。

次に、民間の団体・会社などの約束事・取り決めなどの

標題をみると、「規則・規定・規程・清規・会則・内規・取り決め・決まり」など思い思いの語を用いている。

ところで、官庁方面では、「規定」と「規程」とを、はっきりと区別して用いている。このことは、先に引用した『日本国語大辞典』や『岩波国語辞典』の「規程」の項にみえるのであるが、実際には、もう少しはっきりと区別して用いているものと思われる。例えば、

(1) 内閣は、文部省設置法（昭和二十四年 法律第四百四十号）第二十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。（昭和二十七年 政令第三百三十八号。なお、傍点は筆者が施したものである。以下同じ。）

(2) 文部大臣は、ローマ字調査審議会令附則第二項に規定する委員及び臨時委員を推薦させるため、……。

（昭和二十四年 文部省告示 第百九十三号の第一条）

(3) 国語審議会令（昭和二十五年 政令第八十五号）第三条第一項の規定に基づき、国語審議会の委員及び臨時委員の推薦方法に関する規程を次のように定める。（昭和二十六年 文部省令第十六号）

などと「規定」を使っている。

(3)はこのあとに年月日と文部大臣名があり、次いで、
国語審議会の委員及び臨時委員の推薦方法に関する
規程

とあり、以下に第一条から第三条まで、及び、附則が続く

ているが、その第三条には、

文部大臣は、緊急を要する場合その他特別の事情ある場合には、委員及び臨時委員三人以内を限り、前二条の規定にかかわらず、国語審議会の会長の推薦をもつて協議会の推薦にかえることができる。

とある。（なお、この「規程」は昭和三十七年に廃止されている。）

以上のとおりで、「規定」は、政令・省令・告示などの中で、ある事項について、一つの条項として定めること、及び、定めた内容を指し、「規程」は、法令の一種として、幾つかの条項から成り立っている決まり、すなわち、一まとまりの文章形式を一括して指す言葉として使っている。つまり、一つの「規程」の中には、通常、幾つ（何か条）かの「規定」が含まれており、何かに關して幾つかの事項を規定する何か条かが集まって、一つの「規程」が形づくられている。

なお、これまでみてきたところからも分かるように、「規程」は、名詞としてだけしか使えないが、「規定」は名詞としても使え、「する」を添えて、動詞としても使える。

「規定」と「規程」とは、官庁方面では、前述のように、かなりはっきりした使い分けをしているのであるが、この二語は、同音語であり、同義ないし類義語であって紛らわしい点があることは否めない。そこで、法制局は、昭和二

十九年に、「法令用語改正要領」を発し、その中で、

双方ともよく用いられてまぎれやすい次のものは、
そのうちの一方または、双方を一定の形に言いかえて
用いる。

とし、その一つに、

規定

規程 ↓ 規則

と掲げてある。つまり、これによれば、「規定」は今後とも
用いるが、「規程」は用いず、代わりに「規則」を用いるこ
とによって、意味の紛らわしい同音異義語の使用を避けた
わけである。

けれども、実際には、その後に制定されたものにも従来
どおりの使い方で、「……規程」というのがある。例えば、

文化庁職制規程（昭和四十三年 文化庁訓令第一号）

文部省文書処理規程（昭和四十三年 文部省・文化庁

訓令第一号）

国立国語研究所組織規程（昭和四十九年 所長裁定）

等である。

〔問3〕 「振動」と「震動」の使い分け。

〔答〕 この二語は、いわゆる類義語であるが、現在で
は、ある程度の使い分けが行われているようである。

「振動」は、「ゆれ動くこと」「ふり動かすこと」の意であ

り、「震動」は、「ふるえうごくこと」「ふるえうごかすこと」
という意味で、天然現象・自然現象についていうのであ
り、物体の揺れ動くこと・往復運動という点で非常によく
似ている。「ゆれる」と「ふるえる」とを比較すれば、「ゆ
れる」の方が、運動がある程度大きく、ゆるやかであり、
動きが遅いように感じられ、「ふるえる」は、小刻みであ
り、急激であるようにも感じられるが、「振動」は、必ずし
も、運動量が大きく、緩慢であるとは限らない。

現在の国語辞典では、ほとんどのものが、別の見出し語
として立て、それぞれ、右のような解説・説明をしている
が、中には、同一見出し語のもとに、まとめているものも
ある。そしてその大部分の辞典では、「振動」の項に、第二
義として、物理学用語としての説明をしている。「震動」の
項の説明に直接「地震……」としてある辞典は少ないが、
用例としては、「家鳴り震動」などとしており、今日、社会
一般における使い方は、地震及び火山の噴火などに伴うも
の場合には「震動」を、それ以外の場合は「振動」を用
いるのが普通である。

例えば、次の新聞記事などは、今日の社会一般における
「振動」と「震動」との使い分けがよく現れていると思わ
れる。

電柱上の変圧機／振動には強い設計（見出し）

電柱にのせてある変圧器などの電力設備は、地震や

台風、また自動車による電柱衝突などの振動、に対し、十分耐えられるように設計されております。(中略)

大型自動車を電柱に衝突させるという実験においても、変圧器は異状なく、地震などの震動に対し十分な強さが立証されております。(記事)

しかし、学術用語では、物理学はいうまでもなく、地震学でも、「震動」を用いず「振動」を用いている。(文部省編『学術用語集 地震学編』を参照のこと。)

「振動」は、「震動」よりも、あとから用いられるようになった語であるらしく、ヘボンの『和英語林集成(第一版・第二版・第三版とも)・言海・日本大辞書・日本大辞林・ことばの泉(大増訂版)』などには「震動」は採録してあるが、「振動」は見当たらない。そして、『ことばの泉(補遺)』(明治四十一年刊)には「振動」が採録してある。それ以後刊行の国語辞典では、前述のように、ほとんどのものが、両者とも採録している。

「問4」「同志」と「同士」の使い分け。

〔答〕「同志」は、「こころざしをおなじくすること、また、その仲間。」というほどの意であり、「同士」は、古語の「どち」から転じた「どし」の延言(もともと一音のものを二音に延ばして言うこと。)といわれており、「つれ、仲間。」を意味する接尾語として多く使われる。

「同志」と「同士」とは、現在、報道関係では、次の例のように、同音異義語として使い分けをしている。

- 犯人たちはさらに「仏警察当局に捕えられている七人の同志が即時釈放されなければ、……」(新聞)

- 「八丈島に流人となった佐原の喜三郎は、」時が来て、一八三七年七月二日、同志六名と共に、三根浜から抜け舟したのです。(新聞)

- のびやかな学校生活を取り戻す施策を推進していく前提として、生徒、児童同志、学校とPTAが手を携えて……(新聞)

- パス同士正面衝突(新聞)

- そして、あちこちで似たもの同士がせり合っているうちに、(新聞)

- 銀行同士のヨコの連絡も……(新聞)

- 遺伝的にはまったく同じで、男同志か女同志の組み合わせしかない。(新聞)

のように、志(こころざし)を同じくする者、すなわち、自分と同じ気持ち・意見・目的・理想・主義・主張などを持っている人(人)という意味の場合には、「同志」を使っている。これに対して、「つれ・仲間」を表し、また、「……どうし」のように、接尾語として用いる場合には、「同士」を使っている。ところが、世間一般では、必ずしも、上記のような使い分けをしていない。そして、どちらかといえば、接尾語的

に用いる場合でも、次のように、「同志」が好んで用いられる傾向がみられる。

● お互い丈夫に／赤ちゃん同志（週刊誌広告）

● 分子が並進していると、常に分子同志の衝突がおこ

り：（竹内龍一『音 その形態と物理』）

● おとこ同志 おんな同志（劇の題名）

「同志・同士」の、報道関係での使い分けは、いちおう、うなずけるのであるが、国語辞典に当たってみると、必ずしもそのようにはっきりとした使い分けはしていないようである。すなわち、大槻文彦の『言海』（明治二十四年刊）、山田美妙斎の『日本大辞書』（明治二十六年刊）では、「どうし」の見出し語は一つだけで、そこに「同志・同志」と、二様の漢字表記をあて、意味は、「つれ・なにかま」などであり、「志を同じくする者」の意味は掲げてない。その後、明治三十一年に出た『ことばの泉』では、「どうし」の見出し語に「同志」とあて、「つれ。なにかま。同志。」と説明しており、明治四十一年に出た「補遺」では、「どうし」に「同志」をあて、「○志を同じうすること。○どうししや（同志者）の略。」とある。

これ以後、今日に至るまでの辞典では、大体において、二つの「どうし」の見出し語を立て、前記、報道関係での使い分けと同趣旨の説明をしているが、「つれ、仲間」の意味の項には、「同志」の表記をも併せ掲げているものも多

く、また、「同志」の項の第二義に、「つれ・仲間」の意味を掲げ、同義語として「同士」の形を掲げているものも、相当にある。また、少数ではあるが、「どうし」の見出し語を一つにまとめているものもある。

かつて、文部省編『文部省刊行物 表記の基準』（昭和二十五年刊）では、志を同じくする者の場合は「同志」と書き表し、接尾語的用法の場合には、漢字書きにしても、「当用漢字表」「当用漢字音訓表」に外れてはいないが、あて字と考えたのか、「どうし」と仮名書きをすることとし、「友だちどうし」という用例が掲げてあった。それ以後、「男どうし」「バスどうし」「銀行どうし」などのように仮名書きをすることが、ある程度一般的になっていたのであるが、昭和四十八年に告示された「当用漢字音訓表」の趣旨にそって、近ごろは「同士」と漢字書きすることが多いように思われる。

なお、「どうしうち」の場合は、まず、「同志」が使われることはなく、「同士討ち・同士打ち」などと書かれている。

〔問5〕「代」と「台」の使い分け。

〔答〕「代」「台」とともに、字義としては、幾つかあるが、これが問題となるのは、数詞に伴って接尾語的に用いる場合の使い分けであろう。まず、それぞれについて、新聞から二、三の例を挙げれば次のとおりである。

〔代〕●それだけ再就職の場も広がっており、全体では再

就職できたものが十代で半数、二十代では……

●昭和四十八年度に全マンション購入者の一三・五％に過ぎなかった二十歳代の若者たちが、……

●京大創設以来初の「三十代、所長」と話題になっている。

●一方、大型脱税を重点的にねらい打ちするやり方は（中略）国税庁では二十年代、三十年代を細かく数をこなす方式で進めてきたが、……

●毎年生活水準が上昇していた四十年代には、……

〔台〕●首都圏での分譲マンションの平均価格は四十九年以降ずっと千六百万円台の横バイが続き、……

●LME銅相場が再び五五〇ポンド台に乗せたことから……

●三市場の買い残りが再び一兆円の太台に迫っており、……

●この百メートルあたりのラップをもうひとかきずつ短縮出来れば八百メートルでの七分台も可能……

●出産千件当たりの死産件数五二・一はこれまでの最低、終戦直後まではこれが七〇台だった。

以上の例からもある程度察することができるよう、

「代」は、(1) 年齢について、主として、乳幼児の場合は、一か月又は一歳ごとの刻みによる各区分（の範囲）、また、

主として、学齢児以上の者については、一歳又は十歳ごとの刻みによる各区分（の範囲）、(2) 年月の、主として、

一か月、一か年、又は十か年ごとの刻みとか、更に長い、百年ごと、千年ごとなどの期間、又は歴史的な刻みによる

各区分（の範囲）とかを表す場合などに用いる。これに対して、「台」は、金額・時刻・時間・個数・件数など、主として、数に助数詞を添えて表す物事の数量・数値の区切り

のよい各区分（の範囲）、すなわち、いちおうの目安としての数量・数値を表す場合に用いる。この場合、やはり、

切りのよい数量・数値で表すのが普通であり、そのなかでも、ある大きな区切りを「大台」といい、「大台にのる。」

とか、「大台にのせた。」などという言い方がある。

このほか、代・台は、「初代、所長・第十六代、將軍・二代、目」などのように、また、「自動車三台・顕微鏡五台・輪转机八台」などのように、それぞれ助数詞としても用いられる。

〔問6〕「辞典」と「字典」と「事典」の使い分け。

〔答〕いずれも「ジテン」と発音するこの三語は、同音異義語であるともみてよいのか、同音類義語とみた方がよいのか、この判断は必ずしも容易ではない。

ところで、この三語は、字義の面から言えばそれぞれ異なっているとみてよい。すなわち、辞典・字典・事典の

「典」は、「本」とか、「書物」とかの意であるから、「辞典」は、多くの言葉を集め、ある順序に並べ、その語形や意味などについて解説・説明等を施した書物、「字典」は、多くの漢字を集め、ある順序に並べ、その字形・字義や読み方などについて解説・説明等を施した書物、「事典」は、多くの事柄・現象について、その名称を集め、ある順序に並べ、その内容の解説・説明等を施した書物、というようにいうことができよう。「じてん」関係者・業界では、この三つを区別するのに、それぞれ「ことば典・もじ典・こと典」といって、同音衝突を避けている。

こういう、おおよその区別があつて、『大字典』（大正六年初版 上田万年ほか四名編）は、漢字関係の「じてん」であり、『大辞典』（昭和十年初版 平凡社刊）は、言葉関係の「じてん」であることが分かるのである。

なお、古くは、単に「字典」といえば、『康熙字典』のことを指していることがあつた。例えば、漢字の字体について「字典体」といえば、それは『康熙字典』に掲げてある字体を指して言つたのである。この『康熙字典』は、正に、「字典（もじ典）」であつて、その内容は、語の解説には及んでいない。

ところが、かつて刊行されたもの、及び現在刊行されている数多くの「じてん」の書名についてみると、例えば、次のように、同様な内容、同様な名の「じてん」に、刊行

年、編者、出版社によつて、異なった表記のものが相当あり、書名の表記によつて、その内容を推定することが必ずしも容易でないのである。

国民百科事典

国民百科大辞典

こけし事典

こけし辞典

源氏物語事典

源氏物語辞典

漢和辞典

漢和大事典

書道辞典

書道大事典

建築用語事典

建築用語辞典

三つの「じてん」の中で、「事典」は、比較的新しいもののようである。というのは、明治から昭和の初めにかけて編集・刊行された「国語じてん」では、見出し語に掲げているのは、「字典」だけ、あるいは「字典」と「辞典」だけで、「事典」を採録しているものは極めて少ない。『新訂 大言海』は、昭和三十一年に初版を出しているが、なお、「事典」を採録していない。ところが、戦後のものには、いわゆる小型の「じてん」でも、ほとんど全部といつてもよいほど、この三語を載せている。

このことは、また、明治から昭和の初期にかけて刊行された、今日でいえば「百科事典」であるものが、次のように、内容は正に「百科」でありながら、「辞典」という書名のものが多かったことからうかがうことができる。

大日本百科辞書（同文館 明治三十八年～大正五年）

国民百科辞典（富山房 明治四十一年）

日本百科大辞典（三省堂 明治四十一年・大正八年）

国民百科辞典（富山房 昭和九年・昭和十二年）

けれども、一方において、我が国最初の本格的な「百科事典」といえるものには、田口卯吉の『日本社会事典』（明治二十三・二十四年刊）、及び、富山房の『日本家庭百科事典』（明治三十九年刊）があり、これらは、「事」を使用していた。

もっとも、用字による使い分けは、もとより絶対的なことではなく、戦後の刊行にかかわるものにも、例えば、百科大辞典、児童百科大辞典などがあり、また、国語といわゆる百科とを兼ねたというより、総合的に編集して一冊にまとめたものではあるが、学習 国語百科辞典など、「辞典」を使っているものもある。

「じてん」と同義語に、「じしょ」・「じびき」という語がある。「じしょ」には、「辞書」と「字書」とがあるが、「事書」はなく、「じびき」は「字引（き）」であって、「辞引（き）」・「事引（き）」は、まずない。戦前の「じてん」で、「じてん」をひくと、「じしょを見よ。」とか、「じしょに同じ。」などとあって、解説・説明は、「じしょ」の項に施してあった。このことから考えると、「じてん」よりも「じしょ」の方が先行する語であったようである。今日では、国語辞典・和英辞典などの場合は「じてん」を多く用い、

「じしょ」は、「辞書に当たる。」とか、「辞書で調べる。」「辞書を引く。」という場合に用いる傾向がある。そして「じびき」は古い言葉ではあるが、今日でも、なお、話し言葉としては、盛んに使われている。

「じてん」の書名に「……じてん」と名付けることは、比較的新しいことであって、かつては「辞典・字典」には、「言苑・言海・言泉・言林・語林・字彙・辞苑・辞海・辞林・字林」などの書名が親しきをもつて用いられていた。もちろん、今日でもこれらの呼び名を書名としているものも相当数に上っている。そして、「字典」は、例えば、「書体字典」とか、「かな字典」などのように、文字だけを対象としているものに限って用いられる傾向にあり、これに対して、「事典」は、いわゆる百科関係のものだけでなく、各方面の事柄のものにも増えていく傾向にあると思われる。

〔問7〕「侵入」と「浸入」と「進入」の使い分け。

〔答〕「侵・浸・進」の字義をごく簡単にいえば、「侵」は、「おかす、攻めこむ」、「浸」は「ひたす、しみこむ」、「進」は「すすむ、前方に出る」ということである。したがって、

○「侵入」は、「あるものが、あるところへおかし入る。」というほどの意を表しているが、「もともと、そこへ入るべきではないもの、入られては困るものが、強引に入（つて